

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 障がい者福祉をめぐる動き

①措置制度から支援費制度へ

平成12年6月の社会福祉法成立や身体障害者福祉法などの改正が行われました。この社会福祉基礎構造改革を受けて、障がい者福祉に関わるサービスは、行政がサービス内容を決定する措置制度から、平成15年4月より、障がいのある人が自ら主体的にサービスを選択し、そして、事業所などと契約することができる支援費制度へと移行しました。

②障害者基本法の改正と発達障害者支援法の施行

平成16年6月には障害者基本法が改正され、障がいを理由とする差別や権利侵害の禁止が新たに盛り込まれました。また、市町村の障がい者計画の策定についても努力義務から義務規定に改められました。

また、平成17年4月には発達障害者支援法が施行され、これまで法や制度の谷間で十分な対応がなされてこなかった発達障がい児・者に対する支援が法的に明確化されました。

平成21年12月には、内閣に障がい者制度改革推進本部が設置され、平成22年1月から、障がい者制度改革に向けた検討が行われることになりました。また、平成23年3月、障がい者制度改革推進会議の第二次意見を踏まえ、障害者基本法の一部を改正する法律案が決定されました。

③障害者自立支援法の施行及び改正

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障がい者福祉は新たな段階に移行しました。主な特徴として、①障がい福祉サービスの一元化、②市町村が実施主体、③利用者負担の原則と国の財政責任の明確化、④就労支援の強化、⑤手続き・基準の透明化、明確化などが盛り込まれた制度の構築が図られました。この障害者自立支援法の導入にあたり、激変緩和措置などを講じ、利用者負担の軽減や事業所の経営基盤の強化などを進めてきました。こうした中、障害者自立支援法を廃止し、総合的な障がい福祉制度となる障害者総合福祉法（仮称）が平成25年8月までに施行される予定となっております。

新たな制度の創設に向けた検討を進めていく中で、平成22年12月に、新法実施

までの対応として、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、利用者負担の見直し、障がいのある人の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域での自立生活支援の充実が示されました。

④障害者虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律の公布

平成23年6月、「障害者虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」が公布され、障がい者に対する虐待の禁止や防止などに関する施策を行うことになり、家庭や施設、職場などでの虐待防止や早期発見により、障がいのある人の人権を守っていくことになりました。

(2) 燕市での取り組み

国においては、平成14年12月に「*ノーマライゼーション」と「*リハビリテーション」を基本理念とし、障がいの有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指した「障害者基本計画」が策定されました。

平成18年4月の障害者自立支援法施行に伴い、各市町村は障がい福祉計画の策定が義務付けられました。

このため障がいのある人の福祉の増進を図り、障がいの有無にかかわらず地域住民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し本市では平成19年3月に障害者基本計画を踏まえた『燕市障がい者基本計画（平成19年度～平成23年度）』と『燕市障がい福祉計画（平成18年度～平成20年度）』を策定しました。

平成20年度には『燕市障がい福祉計画』を見直し、新たに、『第2期燕市障がい福祉計画（平成21年度～平成23年度）』を策定しました。

燕市では『燕市障がい者基本計画』及び『障がい福祉計画』に基づき、計画的に障がい福祉施策を推進しています。

ノーマライゼーションとは

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

リハビリテーションとは

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者の年齢のすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。

2 計画策定の目的

『燕市障がい者基本計画』及び『燕市障がい福祉計画』を策定し、平成20年度には『燕市障がい福祉計画』を見直し、『第2期燕市障がい福祉計画』を策定しました。計画期間が平成23年度に終了となるため、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証するとともに、新たに『障がい者基本計画及び第3期燕市障がい福祉計画』を一体的に策定することにより、平成24年度～平成26年度までの燕市の障がい福祉関連施策を計画的に推進していくことを目的とします。

なお、今回の策定では平成25年8月に障害者総合福祉法（仮称）の施行が予定されていることから、前計画の理念などを踏襲し、国等の指針を踏まえた策定内容としています。

■国の第3期障害福祉計画の考え方

【基本理念等】

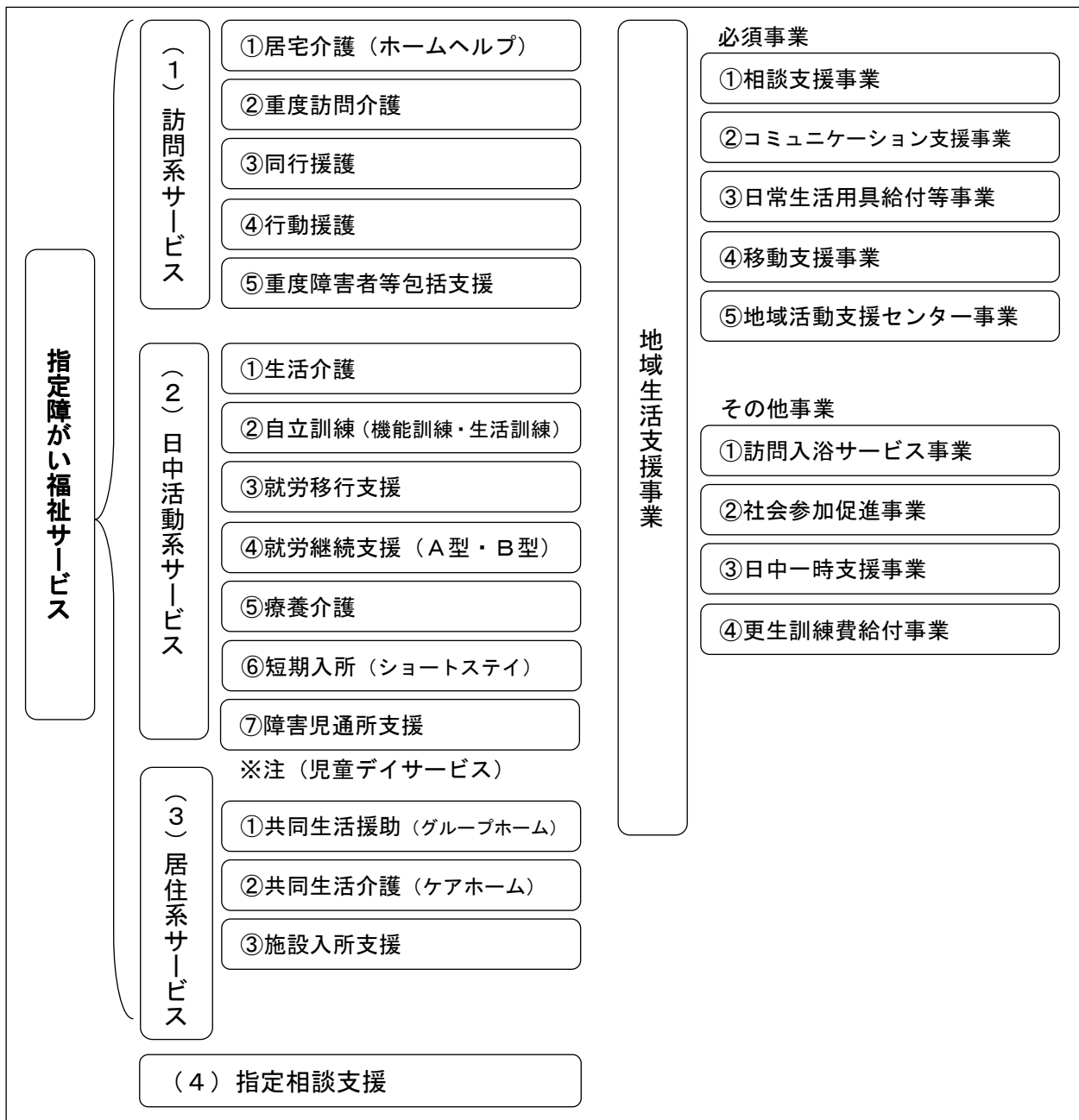
- ・ 現基本指針の基本的理念・基本的考え方、市町村及び都道府県障害福祉計画に定める事項等については、考え方は変更しないが、必要な時点で修正等を行う。
- ・ 計画期間等は、平成24年度から平成26年度までの3年間とする。ただし、障害者総合福祉法（仮称）の平成25年8月までの実施を目指しており、計画期間中に計画を見直すことになる可能性がある。

(1) サービスの体系

障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスは、「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」・「居住系サービス」の3類型から成る「指定障がい福祉サービス」（全国同一内容のサービス）と「地域生活支援事業」となります。

「地域生活支援事業」については、市町村が主体的に、地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、本市の障がい福祉施策の特色を出すものとして、適切なサービスメニューを実施しています。

[障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの体系]



※注 平成24年4月廃止・制度変更予定

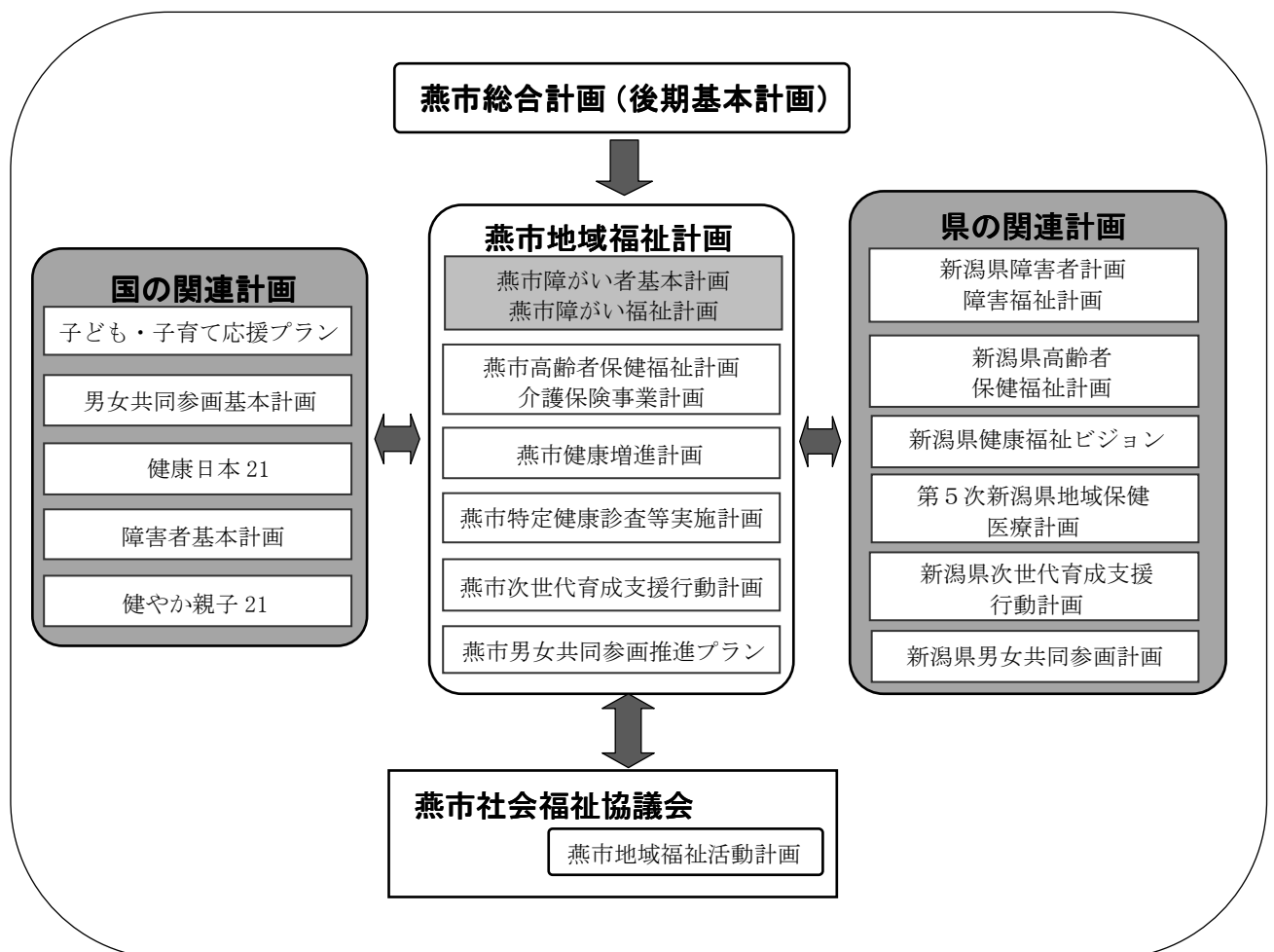
3 計画の位置づけ

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と位置づけられるものです。また、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」の第3期計画として、一体的に策定しました。

「燕市障がい者基本計画」は障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するための計画であり、一方、「燕市障がい福祉計画」は障がい福祉サービスの提供に関する具体的な方策などを示す実施計画となります。

なお、本計画は、上位計画にあたる「燕市総合計画（後期基本計画）」をはじめ、「燕市地域福祉計画」などの関連計画と調和が保たれたものとしします。

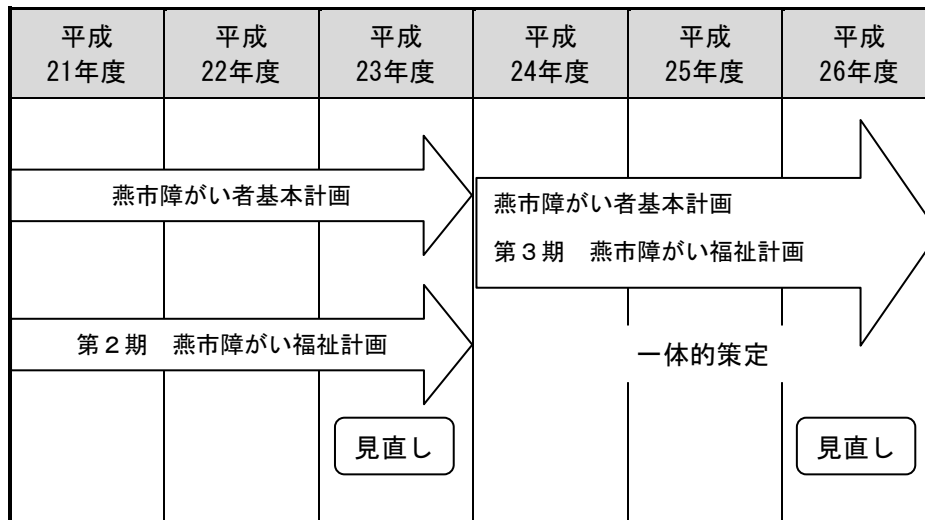
[主な関連計画との位置づけ]



4 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間としています。

[燕市障がい者基本計画・障がい福祉計画の計画期間]



5 計画の策定体制

計画の策定にあたり、次に掲げる方法等により、障がい福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めました。

【市民意見の計画反映】

障がい福祉サービスなどの利用意向及び生活実態を把握するため、平成23年8月に「障がい福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを実施しました。

【事業所調査等の実施】

障がいのある人の地域移行や一般就労などの促進を図るとともに、障がい福祉サービスなどの計画的な基盤整備を進めるため、障がい福祉サービスを実施している事業所に、運営状況や障がいのある人の意向等を把握することを目的に調査及びヒアリングを実施しました。

【燕市障がい者自立支援協議会の開催】

本計画策定にあたっては、障がい福祉関係者、学識経験者、雇用関係者等による燕市障がい者自立支援協議会を開催し、事例検討や課題の解決に向けた協議を行い、幅広い意見の反映に努めました。

[相談支援ネットワークのイメージ]

